

発議第2号

平成24年12月26日

愛西市議会議長 加賀博 殿

議会運営委員会

委員長 大宮吉満

愛西市議会委員会条例の一部改正について

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第29号

愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第14条の見出しを「(委員の辞任)」に改め、同条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、「議会」を「議長」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。